

市民のもり公園西側駐車場の車止めを移動することにより、赤矢印の経路により入場することができる。但し、重量のある車止めを使用しているため、以下の条件を遵守できる場合に限る。

## 【条件】

- ・車両通行後、他の車両が通行できないよう速やかに車止めを復帰させること
- ・車止めを石畳に落とす等の過失により、施設を毀損することがないよう注意を払うこと
- ※安全に作業することが困難である場合は、青矢印の経路を最徐行のうえ通行すること。

0 100 200m

